

## 入札・契約制度の特例措置について

今治市では、入札不調を防止し、円滑な予算執行を図ること等を目的とした特例措置及び公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とした特例措置について、令和6年度においても次のとおり運用を継続しますので、お知らせします。

### 1 入札参加者が1者となる場合の取扱いの緩和について【継続】

今治市一般競争入札実施要領に規定する事後審査型一般競争入札において、入札者が1者の場合でも当該入札を有効とします。

### 2 現場代理人の常駐に係る緩和について【継続】

#### (1) 請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事の場合

##### (ア) 件数

3件以内（ただし今治市以外の工事と兼務する場合は、2件まで）

##### (イ) 現場間の距離

工事現場が共に今治市内、または、現場間の移動距離が30分以内

#### (2) 請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の工事の場合

##### (ア) 件数

2件まで

##### (イ) 現場間の距離

工事現場相互の間隔が、10km以内の近接した工事

#### (3) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」を確認してください。

### 3 主任技術者の専任に係る緩和について（建設業法第26条第3項により、専任を要する4,000万円（建築8,000万円）以上の工事）【継続】

#### (1) 兼務要件の緩和

##### (ア) 件数

2件まで

##### (イ) 現場間の距離

工事現場相互の間隔が、10km以内の近接した工事

#### (2) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」を確認してください。

主任技術者の専任に係る緩和について、兼務を認めない工事があるので、入札公告等には十分注意してください。